

## 工事の元請け業者・自主施工者の皆様へ

建築物、工作物の解体、改造、補修作業を行う場合は、工事の規模にかかわらず石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための事前調査が必要です。

令和5年10月1日からは、建築物の解体・改修を行う際  
の事前調査は、有資格者による実施が義務化されます！！

有資格者：石綿に関し、一定の知識を有し、実際に調査を実施した上で適格な判断ができる者

- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

※令和5年9月までに着手する工事においても、可能な限り有資格者に事前調査依頼してください

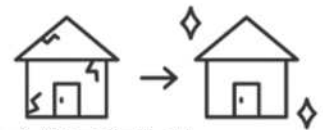
※令和8年1月からは、“工作物”の解体等作業を行う際の石綿事前調査についても必要な知識を有する者による調査が義務付けられます

### ★事前調査結果の報告対象（石綿が無くても報告が必要）

下記の場合は事前調査結果は速やかに※1電子システム※2で報告する必要があります

※1 事前調査実施後速やかに、遅くとも工事に着手する前まで

※2 山形市環境課と山形労働基準監督署の両方に同時申請可能



#### ★建築物の解体作業

工事の対象となる床面積の合計が80㎡以上

#### ★建築物の改修工事

工事に係る請負代金※3の合計が100万円以上

#### ★工作物の解体、改造、補修作業

工事に係る請負代金※4の合計が100万円以上

#### 建築物の改修工事とは

建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴あけ）等を含む。

※3、4 材料費も含めた作業全体の額で、事前調査費は含まないが消費税は含む

### 【申請先】石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



#### 大気汚染防止法申請先

都道府県 → 山形県

申請自治体先 → 山形市

担当部署 → 山形市環境部環境課

R5.8 山形市環境課